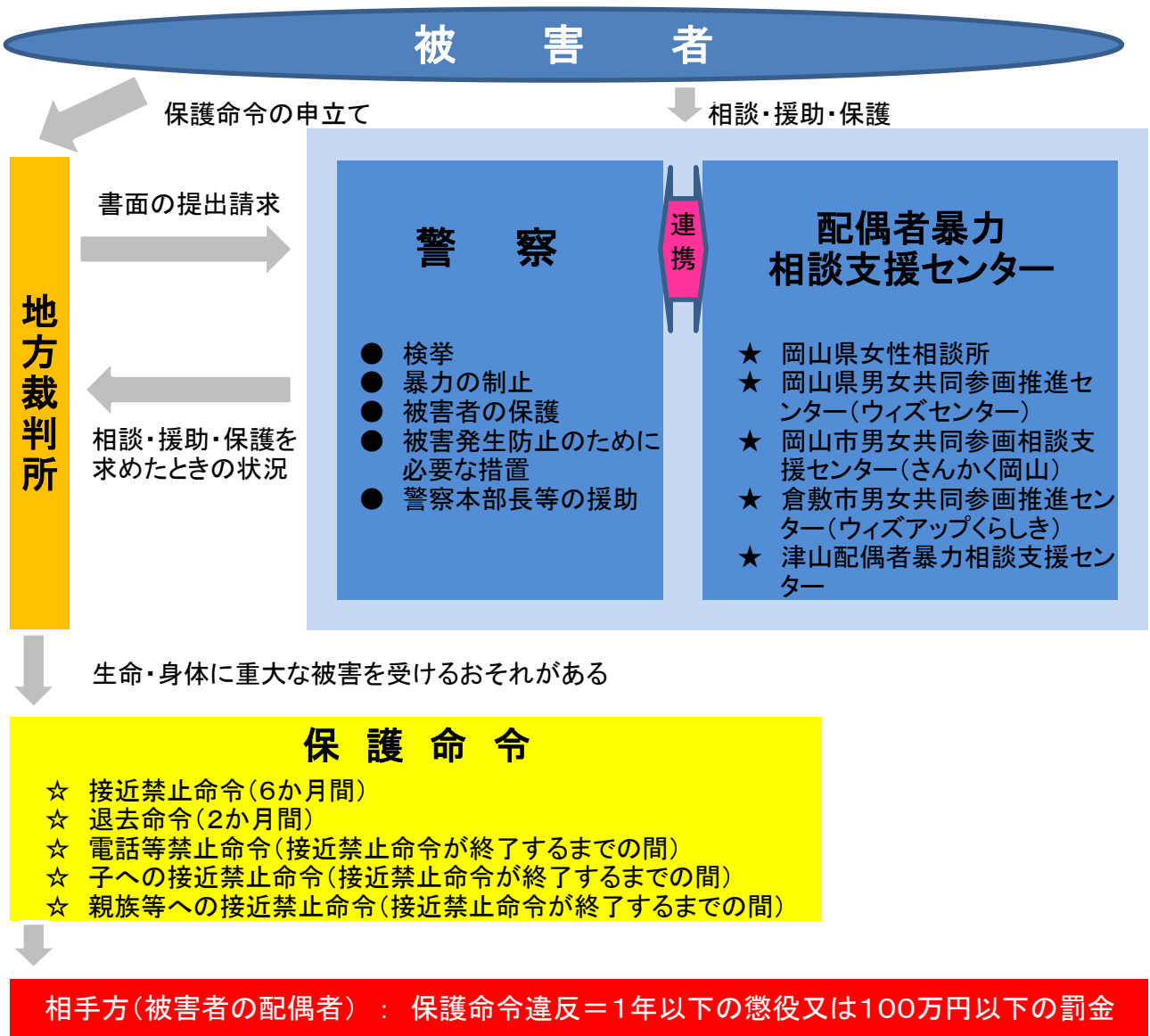


～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要～



被害者

保護命令の申立て

相談・援助・保護

地方裁判所

書面の提出請求



相談・援助・保護を求めたときの状況

警察

- 検挙
- 暴力の制止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置
- 警察本部長等の援助

連携

配偶者暴力相談支援センター

- ★ 岡山県女性相談所
- ★ 岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)
- ★ 岡山市男女共同参画相談支援センター(さんかく岡山)
- ★ 倉敷市男女共同参画推進センター(ウィズアップくらしき)
- ★ 津山配偶者暴力相談支援センター

生命・身体に重大な被害を受けるおそれがある

保護命令

- ☆ 接近禁止命令(6か月間)
- ☆ 退去命令(2か月間)
- ☆ 電話等禁止命令(接近禁止命令が終了するまでの間)
- ☆ 子への接近禁止命令(接近禁止命令が終了するまでの間)
- ☆ 親族等への接近禁止命令(接近禁止命令が終了するまでの間)

相手方(被害者の配偶者) : 保護命令違反=1年以下の懲役又は100万円以下の罰金